

岸地之分、先年世上一統川岸地御冥加上納被仰出候砌、京橋川筋之義者、壹坪ニ付五分宛上納被仰付候得共、白魚屋敷之義者、由緒柄も御座候ニ付、坪數ニ不抱壹ヶ年金貳拾兩ヅ、上納ニ而御聞濟ニ相成難有上納仕來候故、今般川岸地之分奉恐入候御儀ニ御座候得共、住居火焚所御免被仰付被成下置候様奉願上度、尤右願聊壹人之私欲ニ者無御座、誠以當節柄此分ニ而者追々町内立行兼候間、何卒此段被爲聞候譯以、御慈悲御聞濟之程奉願上候、左候ハ、町會耗七分積金川岸地冥加金等者是迄之通上納仕、其上去明和四亥年爲助成藏地ヲ町家ニ願上ル處願之通被仰付、其節爲冥加御小肴奉差上候處當時金納ニ而四拾兩宛上納仕來候、先例も御座候ニ付、今般願之通被仰付被爲下置候様偏ニ奉願上候ハ、御賄御役所工金四拾兩宛上納仕、都合年々八拾兩之上納仕候間、何卒格別之以御憐愍右願之通被仰付被成下置候様偏ニ奉願上候以上、

慶應三卯年十月

白魚役

庄五郎印

〔柳亭記上〕白魚をいくちよぼといふ事

白魚を一ト樗蒲といふは、廿一筋なりしが故なり、廿一は簾の目の數なり、川柳點の前句に佃島女房は廿筋かぞへ、女は吝きが故一筋すくなくかぞへたる人情をいひしなり、此句安永の頃の吟なれば、當時までは廿一筋なりし證とすべし、今はおしなべて廿筋となり、樗蒲の義聞えず、

〔鶴衣前篇拾遺〕白魚譜

牡丹は花の一輪にて賞せられ、梅櫻は千枝萬葩を束ねて愛せらる、それが勝れりとも劣れりとも、更に衆寡の論には及ばず、白魚といふもの、世にもてはやさる、は、かの鯛鱸の大魚に比すれば、今いふ梅櫻の類と等し、亥かるに國俗のとなへ異にして、しろ魚ともしら魚ともいへり、是いづれならんといふにさればしろ菊ともしろ鷺ともいはねば、しら魚といふこそよからぬといへば、かたへの童のさし出て、いなとよ世にしら猫とも、しら鼠ともいふにこそとうちこまれ